

第 2 次
えりも町子どもの読書活動推進計画
(令和4年度～8年度)

えりも町教育委員会

第2次えりも町子どもの読書活動推進計画 (令和4年度～8年度)

第1章 子ども読書活動推進のための基本的な考え方

- 1 子どもの読書活動の意義
- 2 計画策定の目的
- 3 基本的理念
- 4 計画の性格
- 5 計画の期間
- 6 計画の対象

第2章 子どもの読書活動推進の方策について

- 1 読書活動推進に向けての基本目標
- 2 家庭・地域・学校における子どもの読書活動推進
 - (1) 親子の読書活動を推進
 - (2) 幼児教育施設及び学校等における子どもの読書活動の推進
 - (3) えりも町福祉センター図書室の整備
- 3 子どもの読書活動に関する普及・啓発

参考資料

- 1 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律154号）

第1章 子ども読書活動推進のための基本的な考え方

1 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律 第二条）であり、社会全体でその推進を図っていく必要があります。

国は、子どもの読書活動を社会全体で推進するため、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布、施行し、平成14年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を公表しました。それ以降、現在では第4次基本計画に基づき、読書推進施策を進めています。

これを受けて北海道は、平成15年に「北海道子どもの読書活動推進計画」を策定し、北海道の全ての子どもたちを対象とした読書環境の整備を進め、平成30年には第4次となる計画により施策を進めています。

「北海道子どもの読書活動推進計画」では、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動が行えるよう積極的に環境整備を図ることが記されており、えりも町においても、子どもがあらゆる機会や場所において、本と親しみ、本を楽しむことができるような環境づくりに取り組めます。

2 計画策定の目的

えりも町の子どもたちの健やかな成長を願い、自主的な読書活動を支える環境整備のため、平成28年度に「えりも町子どもの読書活動推進計画」を策定し、令和2年度までの5年間を計画期間と定め、関係機関や各団体等と協力して取り組んできました。これまでの状況を踏まえ、子どもの読書活動の普及・啓発・実践に取り組む指針として、「第2次えりも町子どもの読書活動推進計画」を策定します。

3 基本的理念

読書を通じて子どもたちは、言葉や表現の仕方を学び、豊かな感性や想像力を育みます。本の世界を体験しそのおもしろさにふれ、新たな発見を繰り返し、視野を広げ、判断力を養っていきます。

次代を担う子どもたちが、広い視野を持ち将来への可能性を広げ、生きる力を養っていくことができるよう「第1次計画」の趣旨を引き継ぎ、えりも町の子どもたちの読書環境を積極的に整備し、充実を図っていきます。

4 計画の性格

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第九条第二項の規定に基づき、国の「第四次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び北海道の「北海道子どもの読書活動推進計画（第四次計画）」を踏まえ、えりも町における子どもの読書活動の推進に取り組むための方向性を示すものです。

5 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

6 計画の対象

本計画での「子ども」とは、概ね18歳未満の者を対象とします。

第2章 子どもの読書活動推進の方策について

1 読書活動推進に向けての基本目標

子どもが読書習慣を身に付け、自主的な読書活動を行うため、家庭・地域・学校等を通じた社会全体での子どもの読書活動を推進するとともに、読書に対する意欲を高め、親しみを感じられるように、子どもの読書活動の普及・啓発を目指します。

2 家庭・地域・学校における子どもの読書活動推進

(1) 親子の読書活動を推進

子どもが自主的な読書を身につけるためには、乳幼児期の家庭において、本に親しむための機会づくりから始めることが大切であり、子どもの成長にも重要なことと考えられます。

周囲の大人は、乳幼児が本に親しむ環境をつくる必要があり、身近な人が読んで聞かせることの大切さや親子で読書の楽しみを分かち合えることを保護者等に伝え、習慣化させていく必要があります。

この家庭での読書を通じて家族のコミュニケーションを図る「家読（うちどく）」等を積極的に働きかけ、読書環境が整えられるように、図書室や地域ボランティア他、関係機関等と連携して取り組む必要があります。

〈具体的な取組〉

- ① 児童書の充実を図り、本を選びやすい環境をつくります。
- ② 子どもの発達段階に応じた優良図書等の情報提供を行います。
- ③ 子育てを応援する本（資料）の充実を図ります。
- ④ 家庭での読書を支援するため、企画展示やおすすめ本を紹介します。
- ⑤ ボランティアや関係機関等との連携、協力を図ります。

(2) 幼児教育施設及び学校等における子どもの読書活動の推進

学校は、子どもたちの日常生活に占める割合が大きく、学校図書館は児童に一番身近な図書館です。そして自主的な読書活動を促進し、読書習慣を身につける上で大きな役割を担っています。

また、読書を通じて子どもたちの興味や関心を深めたり、授業で学んだことを確かめたり、調べるための場として学校図書館の整備が求められています。

このため、学校図書館における図書の収集や整理、保存機能を高め、さらに読書の幅を広げ、十分活用されるように協力や連携を図ってまいります。

〈具体的な取組〉

- ① 町の図書室において、児童書やヤングアダルト図書等の充実を図り、本を選びやすい環境をつくります。
- ② 学校図書館の環境整備を支援し、学校図書館等との連携を図ります。
- ③ 移動図書館サービスを充実させ、読書活動を支援します。

- ④ 他の公共図書館との連携を図り、団体貸出（学校・幼保施設等）を促進します。
- ⑤ 図書室において、利用学習やインターンシップ等の受入れを通じて、利活用の促進を図ります。

(3) えりも町福祉センター図書室の整備

図書室は、子どもたちが学校外で本との出会いや読書を楽しむ場として、大きな役割を担っています。えりも町における子どもの読書活動を推進し、子どもの自主的な読書や学習活動を支えるため、その蔵書の充実や施設等の整備をより一層、進めます。また、関係機関・団体等との連携や協力により、子どもの読書活動を積極的に支援します。

〈具体的な取組〉

- ① 個人又はグループによる読書や学習活動等を支援します。
- ② 各年齢期に応じた蔵書の充実や情報設備等の整備を行います。
- ③ 「居場所づくり」を視野に、交流の場を目指します。
- ④ 図書室職員の専門的知識の向上を図ります。
- ⑤ 各種読書推進事業を実施します。
- ⑥ 家庭・地域・幼児教育施設・学校等を視野に、関係機関との協力や連携を図ります。

3 子どもの読書活動に関する普及・啓発

読書活動の意義を、さまざまな機会を通して積極的に情報発信し、町民の理解と関心を広め周知啓発を図ります。また、子どもの読書活動を推進していくためには、子どもの生活全般に関わる関係機関が相互に連携・協力して取り組む必要があり、その環境整備を進めます。

〈具体的な取組〉

- ① 読書週間（読書月間）等を中心とした啓発広報を推進します。
- ② インターネットによる情報提供を充実します。
- ③ 関係機関等からの推薦図書、読書関連情報等を収集し提供に努めます。

(参考資料)

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

二政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

三前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

二市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

三都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

四前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

二子ども読書の日は、四月二十三日とする。

三国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもへの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。